

(水道環境課)

広報やおつ10月号 ごみ収集日の訂正とお詫び

10月19日発行「広報やおつ10月号」18ページ掲載の不燃ごみ収集の日付に、誤りがありました。正しくは下記のとおりです。お詫びして訂正します。

【誤】

不燃金物類 資源カン類 粗大ごみ	A地区 (不燃ごみ集積所)	12月29日(火)
	B地区 (不燃ごみ集積所)	12月28日(月)



【正】

不燃金物類 資源カン類 粗大ごみ	A地区 (不燃ごみ集積所)	<u>12月25日(金)</u>
	B地区 (不燃ごみ集積所)	12月28日(月)

※A地区は、八百津(杣沢・口杣沢・丸山・赤薙・北山・白橋・五宝平を除く)、錦織、和知、伊岐津志地区です。

大変ご迷惑をおかけし、申し訳ありません。

お間違えのないよう、ご注意くださいますよう、お願いします。

その他プラの収集対象製品のお知らせ



日ごろは、ごみの分別へのご協力、ありがとうございます。

その他プラは、食品や日用品などの容器・包装用プラスチックに限らず、「プラマーク」が付いているものが収集対象となります。今一度、ご確認をお願いします。

【対象となるもの(一例)】



ボトル類
シャンプーや調味料
などのボトル



チューブ類
調味料や歯みがき粉
などのチューブ



ネット類
野菜やくだものネット(金具は外す)



ポリ袋・ラップ類
お菓子の包みやレジ
袋、おそうざいのラップ



カップ・パック類
弁当やおそうざいのパック、プリン
カップ、卵のパックなど(紙、発泡ス
チロールは対象外)



キャップ類
調味料やペットボトル
などのキャップ

汚れているものは、収集できません。
汚れていたら、必ず洗ってから出してください。

お問い合わせ先
水道環境課

環境衛生係

☎43-2111

(内線2126)

(健康福祉課)

発熱などの症状がある場合の 相談・受診方法が変わりました

発熱などの症状がある場合、これまでは保健所に設置されている「受診・相談センター(旧名称:帰国者・接触者相談センター)」に相談していただいていた。しかし、今後は、かかりつけ医など身近な医療機関に、まず電話相談し、案内に従って受診してください。

なお、かかりつけ医を持たない場合や、相談先に迷う場合などは、可茂保健所内「受診・相談センター」に相談してください。(電話:25-3111 内線:358)

季節性インフルエンザと新型コロナウイルスは、症状だけでは見分けることが難しく、発熱などの症状に対し、季節性インフルエンザと新型コロナウイルスの両方の診察・検査を行う必要があります。必ず事前に電話相談をしましょう。

お問い合わせ先
健康福祉課
健康増進係
☎43-2111
(内線2561・2562)

(総務課)

特設人権相談所を開設します

昭和23年に国際連合総会で世界人権宣言が採択され、今年で72周年を迎えます。今年度も12月4日(金)から12月10日(木)までの一週間を「人権週間」とし、全国各地で啓発活動が実施されます。

町では、特設人権相談所(悩み事相談)を開設し、人権擁護委員が相談を受け付けます。相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

【悩み事相談(人権相談)開設日】

〇と き 12月4日(金) 午後1時30分から4時

〇と ころ ファミリーセンター 2階 研修室

お問い合わせ先
総務課 広報行政係
☎43-2111
(内線 2215・2216)

(岐阜地方裁判所)

裁判所ウェブサイトのご案内

裁判所では、国民のみなさまに新しくできた制度や裁判手続を知っていただくために、随時テーマを定めて、裁判所ウェブサイトでご案内しています。

11月のテーマは「裁判員制度~まもなく名簿記載通知を発送します!」です。ぜひご覧ください。

裁判所ウェブサイト <https://www.courts.go.jp/index.html>



お問い合わせ先
岐阜地方裁判所
事務局 総務課
☎058-262-5122

弁護士による無料法律相談のご案内

相続・離婚・交通事故・債務整理など、暮らしの中の法律に関する悩みや相談に弁護士が応じる無料法律相談所を、下記のとおり開催します。

相談は一切無料で、相談の秘密は固く守られます。

相談を希望する方は、お電話でご予約ください。

- 【相談例】
- ・相続について相談したい。
 - ・土地の境界について揉めている。
 - ・借金問題で悩んでいる。

- と き 12月9日(水)午後1時から4時
- と ころ 福祉センターゆうゆう
- 対 象 者 八百津町の住民(6名程度)
- 弁 護 士 伊藤知恵子 弁護士
- 申込方法 11月27日(金)までに電話でお申し込みください。
※定員に満たない場合は、当日まで受け付けます。
- そ の 他 申し込みが6人を超えた場合は、抽選とさせていただきます。

きれいな布団で新年を迎えましょう 「布団消毒・乾燥サービス」利用のご案内

八百津町社会福祉協議会では、在宅で寝たきりの方に気持ちよくお正月を迎えていただけるように、日ごろ使用している寝具の消毒乾燥サービスを実施します。

この事業は、歳末たすけあい配分事業として行われます。

詳しくは下記のとおりです。

- 対 象 者 八百津町の住民で、要介護3以上の方
- 申込方法 11月20日(金)までに、お電話でお申し込みください。
- そ の 他 詳しくは、お問い合わせください。

お申し込み・
お問い合わせ先
八百津町
社会福祉協議会
☎43-4462

(総務課)

マイナンバーカードがさらに便利に！ 健康保険証として利用できるようになります

みなさんは、もうマイナンバーカードをお持ちですか。町内では、9月末日時点で、町民の約15%、1,605の方がマイナンバーカードを取得されました。
現在、上限5,000円分のポイントがもらえる、お得な「マイナポイント」を受付しています。また、令和3年3月からは、マイナンバーカードを健康保険証としても使えるようになります。
ますます便利なマイナンバーカード、ぜひご申請ください。

マイナンバーカードが健康保険証に！



マイナンバーカードを保険証に… **6つのメリット**

1



健康保険証としてずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引っ越ししても、保険証の切替えを待たずに受診できます。※保険者への届出は必要です。

2



医療保険の資格確認がスピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに資格確認ができ、医療機関や薬局の受付の事務処理の効率化が期待できます。

3



手続きなしで限度額以上の一時的な支払いが不要に!

限度額適用認定書がなくても、高額療養費制度の限度額以上の支払いが免除されます。

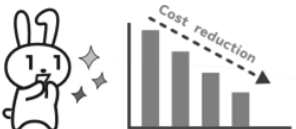
4



健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、自分の特定健診情報(令和3年3月から)、薬剤情報(令和3年10月から予定)を確認できるようになります。また、同意すれば医師と情報を共有できます。

5



医療保険の事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、保険者などの事務処理のコスト削減につながります。

6



医療費控除も便利に!

令和3年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じた自動入力が可能になります。

お問い合わせ先
総務課 広報行政係
☎43-2111
(内線2215・2216)